

八王子市業務委託に関する総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市が発注する業務委託において品質確保を図るため、価格、技術的能力、履行体制等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を実施するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 この要綱に基づき総合評価方式を適用できる案件（以下「対象案件」という。）は、次の業務委託のうち予定価格が1,000万円以上であるものとする。

- (1) 建物等の清掃業務委託
 - (2) 事前に仕様を確定することが可能であるが、入札参加者の履行能力、履行体制、保有資格等によって、調達価格の差異に比して、業務の品質、成果に相当程度の差異を生ずることが期待できる業務
- 2 対象案件を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、あらかじめ総合評価方式の適用について契約資産部契約課長（以下「契約課長」という。）と協議するものとする。

(入札方式)

第3条 総合評価方式による入札は、八王子市条件付一般競争入札実施要綱（平成24年5月1日施行。以下「一般競争入札実施要綱」という。）に基づく条件付一般競争入札により行う。

- 2 前項の規定に関わらず、入札方式については、業務の特性に応じて、指名競争入札とすることができる。

(調査基準価格、失格基準価格の設定)

第4条 対象案件においては、八王子市業務委託に関する低入札価格調査制度実施要綱（令和4年（2022年）4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）に基づく調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

(審査委員会の設置)

第5条 落札者決定基準案についての審議、落札者決定基準に基づく履行能力等の審査及び技術評価点の決定を行うため、八王子市業務委託に関する技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(落札者決定基準の審議)

第6条 審査委員会は、所管課が作成した原案に基づき、落札者決定基準について審議を行う。

- 2 契約課長は、審査委員会で審議した落札者決定基準について、学識経験を有する者（以

下「学識経験者」という。) 2人以上から意見を聴かなければならない。

- 3 前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 4 前2項の学識経験者は、所管課長の推薦に基づき選任する。

(落札者決定基準の決定)

第7条 総合評価方式の適用及び落札者決定基準は、前条第2項の規定による学識経験者への意見の聴取を行った後、一般及び指名競争入札業者選定委員会の審議を経て決定する。

(入札公告において示す事項)

第8条 契約課長は、条件付一般競争入札による場合は、総合評価方式の適用及び落札者決定基準の決定を受けて、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札参加資格要件
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 入札に付する事項
- (4) 契約条項を示す場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 総合評価方式による旨及び総合評価の方法
- (7) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という。)による旨
- (8) 落札者の決定方法
- (9) 技術評価に関する評価項目、評価内容、評価基準及び配点
- (10) その他入札について必要な事項

(価格評価点と技術評価点の比率及び満点の点数)

第9条 価格評価点と技術評価点の比率はおおむね1：1とし、技術評価点の満点は30点とする。ただし、特に技術的要素を考慮する必要がある案件については、別の比率及び技術評価点の満点を定めることができる。

(技術評価点の決定)

第10条 入札参加者が作成した技術評価に関する書類は、契約課長が郵送、電子入札サービス等で受領した後、直ちに審査委員会委員に送付する。

- 2 審査委員会は、技術評価に関する評価基準に基づき技術評価点を決定する。
- 3 審査委員会は、技術評価点の決定に当たり必要があると認めるときは、入札参加者に対しヒアリングを実施することができる。

(価格評価点の算出)

第 11 条 価格評価点は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ、低入札価格調査制度実施要綱第 5 条で規定する失格基準価格以上である有効な入札（以下「対象となる入札」という。）について算出する。

2 価格評価点の算定式は、次のとおりとする。

価格評価点 = $75 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定基準価格})$ (小数点以下第 4 位を四捨五入)

3 価格評価点は、技術評価点の決定後、契約課において算出する。

4 予定基準価格の算出方法については、別に定める。

(落札者の決定)

第 12 条 対象となる入札のうち、以下の各号のいずれかに該当する者を落札予定者とする。

(1) 価格評価点及び技術評価点の合計点（以下「評価値」という。）が最も高い者でかつ低入札価格調査制度実施要綱第 3 条第 3 項に規定する調査対象ではない者

(2) 低入札価格調査制度実施要綱第 9 条第 1 項に規定する落札予定者

2 前項第 1 号において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじで落札予定者を決定する。

3 落札予定者は、一般競争入札実施要綱第 11 条の規定に基づく参加資格審査に合格した場合に、落札者となる。

(選定結果の公表)

第 13 条 契約課長は、各入札者の入札金額、価格評価点、技術評価点（大区分での評価分類）及び評価値を、落札決定後、速やかに入札経過調書により公表する。

(技術評価項目内容の履行確認)

第 14 条 所管課長は、評価対象となった技術評価項目のうち、契約後に履行される性質のものについては、その履行状況を確認しなければならない。

2 落札者の責により技術評価項目の内容を履行することができていないと判断された場合は、市長は、その程度に応じ、契約金額の減額、契約解除、指名停止等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。